

口頭意見陳述

2022年4月20日

最高裁判所 御中

原告

私は2013年から2020年までブラジル、サンパウロに滞在しました。

日本に住んでいた時は「国民主権」という言葉を意識することもなく、当然のように20歳になったら送られてくる「選挙のお知らせ」をもって、選挙権を行使してきました。

ほぼ毎回選挙には赴いていましたが、海外に住むとなると、勝手が違いました。当時は転出届を出す際に在外選挙人名簿への登録を申請できる制度がなかったので、自ら領事館に赴いて在外選挙人名簿に登録しなければ、選挙権を行使することはできません。暮らして数年は余裕がなく在外選挙人名簿への登録もしていませんでしたが、子どもが産まれて領事館に行く機会が増えたこともあり、ようやく2016年に登録しました。この時はまだ、当たり前投票してきたものが多少不便になったとしても、海外に住んでいるのだから、と不満はなく、むしろ、先人たちの提訴により獲得した権利なのだから投票できるだけ有難い、という意識でした。

ただ、一時帰国中の2017年10月に衆議院議員選挙が行われた際、投票所で国民審査ができない、という取り扱いをされたときに、なんとも言い難い違和感と不満が生まれました。その違和感はもしかしたら海外で在外投票を行っていたら気が付かなかったかもしれません。ある程度の制約があることは許容していたからです。しかし、日本の投票所で、不在者投票をする人がいる中で、一人だけ「あなたはここまでです」と言われたときに、同じ日本人なのに、国民の権利であるはずの国民審査ができないのはやはりおかしいのではないかと感じました。いったん違和感を抱き、

改めて海外在住者は国民審査をできない、という事実を考えてみると、その権利侵害の程度は私が思っているよりも重大で、いろいろな制約があるのだから制限されても仕方ない、と安易に受け入れるのは間違っているのではないか、と感ずるようになりました。

国民審査は、主権者である国民に最高裁判所の裁判官を審査する機会を与え、司法に対し民主的コントロールを及ぼすためのものです。しかし、現実では国民の関心が低く、罷免された裁判官がないということなどから、その制度の重要性が十分理解されているとはいいがたく、それが行使できないことを問題視する人は少ないように感じます。また、在外投票する人は海外在住者のうち2%程度に過ぎないということから、国民が持つべき重要な権利が侵害されていても、大きな声にはならないため、見過ごされてきたのではないのでしょうか。

私はその後帰国して、また当然に国民審査ができる立場に戻りました。現代において、人は望むと望まざるとに関わらず、外国に住み、ある人は帰国し、またある人はそれを繰り返すことがあります。海外にいても、日本にいたるときと同じように、変わらずに主権を行使することができることは、人々に安心感を与え、より日本とのつながりを感じることになるでしょう。

憲法に定められた国民の権利が着実に行使できるよう、この大法廷において、公正な判断がなされることを切に期待します。

以上をもって、私の意見陳述を終わります。